# 春の火災予防運動!!

## 警鐘のお知らせ

小須戸町消防団

今年も春季火災予防運動が四月一日から七日までの期間で県下一斉に行われます。

消防団では、火災予防運動期間中、午後八時に一点四点（●　●●●●）の半鐘を鳴らしますのでお知らせします。

## 火が出た その時は

**○早く知らせる**

家族がいる場合は、だれかが必ずすばやく一一九番に通報する。だれもいないときは、機敏に消火行動を起しながら近所に思いきって大声で「火事だー」と知らせ、一一九番への通報と消火の応援をもとめ、決して一人でこっそり消そうとしないこと。

## 早く知らせる

## 早く消す

**○早く消す**

火が天井にまわるまでの間の数分間の消火行動を「初期消火」といっています。火の小さいうちに消火器、水などで消火する初期消火が大切です。

**○早く逃げる**

煙に巻かれると有毒ガスで呼吸障害や中枢神経障害を起こし、たちまち昏倒して死にいたります。消火行動中は煙の状態に気をつけて、煙が上方に増えはじめるのがわかったら、もはやこれまでと屋外に逃げます。煙の移動は早いのでぐずぐずしないようにしてください。

子供、お年寄り、病人などは火事の発見と同時に屋外へ避難させましょう。

## 早く逃げる

# 精神障害者 医療費助成制度について

小須戸町では精神保健法に基づいた障害者に対して医療費を助成し、自己負担金額の軽減をはかるという目的の助成制度があります。

助成を受けられる方は医師の診断書による申請が必要です。

詳しくは、役場保健衛生課へお問い合せ下さい。

# 下水路一斉清掃について お願い

春の環境衛生については、ご協力いただきありがとうございます。各自宅前の下水路等を、清掃して「カ」や「ハエ」の発生のもとにならないよう、ご協力お願い致します。

全町一斉にお願いしたい日

四月十四日(土)・十五日(日)

上げた泥の収集日

四月十八日(水)～二十日(金)

を予定しています。

※泥上げは麻袋以外は使用しないで下さい。

尚「春の空き缶○作戦」は五月二十日(日)を予定しております。全ご家庭のご協力お願い申し上げます。

# 健康相談 母子手帳発行日のお知らせ

妊娠及び乳幼児、その他健康についてお悩みの方を対象に健康相談を行っております。

**日時**　四月二日、九日、十六日
二十三日、各月曜日
午前9時～午後4時

**会場**　役場保健センター

※毎月、月曜日は健康相談日とともに妊娠届受付、母子手帳発行の日です。

※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、かならずご本人がおいで下さい。

（印鑑をご持参下さい）

# 無料法律相談

**相談日**　四月二十五日(水)
午前9時30分～12時まで

**会場**　役場保健センター
保健指導室（二階）

**相談員**　古川　兵衛　弁護士

申し込みは前日までに役場住民福祉課住民係へ電話（三八―三一一一番内線四一番）でお願いします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

# 心配ごと相談

**場所**　老人福祉センター

**時間**　午前10時～午後3時

**四月の相談日**

3日(火)　長谷川　淑・保科　正子
10日(火)　長谷川信栄・本多　英雄
17日(火)　萱森　キイ・間野エリ子
24日(火)　板谷　半治・川瀬増次郎

（相談無料・秘密厳守）



# 犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により生後91日以上の犬は、毎年1回の登録と予防注射を受けなければなりません。今年度は別表により実施しますので必ず受けてください。

**○手数料**

| | |
|---|---|
| 登録手数料 | 二、一〇〇円 |
| 済票交付料 | 四六〇円 |
| 注射料金 | 二、二〇〇円 |
| （合計 | 四、七六〇円） |

**○お願い**

※会場が混雑しますので犬を制御できる人がつれてきてください。

※印かん、愛犬手帳を持参してください。

※犬のふんの後始末は責任をもって各自で処理してください。

※体調の悪い犬はあらかじめ獣医師に申し出てください。

※犬の放し飼いは危険ですので絶対にやめてください。

※飼っている動物は家族の一員です。しかし、やむを得ず飼えなくなった動物は決められた日に動物保護管理センターが引き取りにきます。引き取り料は犬・ねこ一頭につき一、二〇〇円です。

犬・ねこに関するお問い合せは役場保健衛生課まで

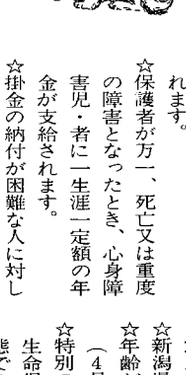

**別表**

| 月　日 | 会　　場 | 時　　間 |
|---|---|---|
| 4月25日（水） | 小須戸町役場 | 9:30～11:30 |
| | 天ケ沢集落開発センター | 13:30～14:00 |
| | 矢代田公会堂 | 14:30～15:00 |

# 心身障害者扶養共済制度について

**―制度の特色―**

この制度は、心身障害児・者をもつ保護者達の自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれたものです。

☆安い掛金で高い保障が受けられます。

☆保護者が万一、死亡又は重度の障害となったとき、心身障害児・者に一生涯一定額の年金が支給されます。

☆掛金の納付が困難な人に対しては、掛金が免除、減額される優遇措置があります。

また継続して20年以上加入し（昭和61年3月31日以前に45歳未満で加入した人は25年）かつ65歳以上に達した人は、掛金を納める必要がありません。

☆掛金や年金には、税金がかかりません。

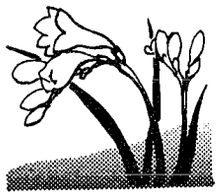

**―加入できる保護者（加入資格）―**

☆新潟県内に住所があること。

☆年齢が65歳未満であること。（4月1日における年齢）

☆特別の疾病又は障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

**―心身障害児・者の範囲―**

☆精神薄弱児・者

☆身体障害児・者（身体障害者手帳の交付を受けている人で程度が1級～3級）

☆精神又は身体に永続する障害を有している人（脳性麻痺、進行性筋萎縮症、血友病、難病、精神病、自閉症など）

加入する年齢によって掛金が異なります。詳しいことは住民福祉課福祉係にお問い合わせください。

# 補聴器無料相談

次の日程で、補聴器に関する相談、修理を行っております。

**○毎週水曜日**
午後3時30分～4時

**○毎週金曜日**
午前9時～9時30分

**会場**　役場ロビー

お問い合わせ等がありましたら住民福祉課福祉係へどうぞ

# 山菜の見分け方と試食会

**日時**　四月二十二日(日)　雨天中止
午前八時三十分～午後四時三十分

**場所**　理科教育センター集合

**内容**　長岡八方台「県民いこいの森」「山菜の見分け方と試食の会」
参加費無料・昼食持参
（当日は現地で味噌汁を作ります）

**募集人員**　三十名
（定員になり次第締切り）

**申し込み**　白根地区理科教育センター
☎　〇二五―三七―二九二四

# お願い

町では、平成二年度町制施行100周年を記念して一九九〇年版の町勢要覧を作成することになりました。

つきましては「百」にまつわる情報（名前、地番、地名、年令、記録など）をお寄せいただきたいと思います。

又、写真や取材の関係で業者がおじゃまする場合がありますので、その節はよろしくご協力をお願い致します。

連絡先

総務課　企画財政係　広報担当まで

**献血　4月16日(月)10時～12時 役場　1時～3時 丸山メリヤス(有)**